

銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業 全体計画変更に係る検討委員会

設置の趣旨

山形県最上郡大蔵村に位置する銅山川地区の地すべり防止事業は、昭和２７年から山形県及び秋田営林局（現東北森林管理局）により実施されてきたが、地すべりの規模が次第に拡大し、重要な保全対象に被害を及ぼす危険性が増してきたことから、山形県の実請を受け、平成４年に民有林直轄地すべり防止事業に着手し事業を実施している。

この間、平成８年には大規模地すべりが発生し国道４５８号線の陥没による集落の孤立等の被害が発生したため、災害復旧事業による緊急的な対策を実施するとともに、学識経験者等による検討委員会を開催し、平成１３年に対策工の全体計画見直しを行った。（第１回全体計画変更）

また、第１回全体計画変更から１０年を経過した平成２４年度、これまでの対策工事や調査の結果から当該地すべりの特異性や地質構造等に関する情報が増えたこと等から、効率的・効果的な事業執行を行うため第２回検討検討会を開催し、全体計画の見直し及び事業の再評価を行った。（第２回全体計画変更）

２回の全体計画変更を経て、平成３０年度の事業完了に向けて対策工を実施していたところ、平成２７年度から翌年度にかけて、トンネル坑内でのすべり面の出現、集中豪雨等による河川の荒廃、融雪による地すべり末端部の山腹崩壊等が発生し、現行全体計画ではこれらの現象への対策工が実施できず、事業の完了が困難と判断された。

ついては、対策工の必要性や全体計画の見直しなど総合的な検討を行うため、「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業全体計画変更に係る検討委員会」を設置するものである。